

2月16日(木)～3月15日(水)は税の申告相談期間

所得税と町・県民税の申告は正しくお早めに

税務署からのお知らせ

■スマートフォンやパソコンで確定申告を

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。画面の案内に従って入力すれば税額が自動計算され、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。また、作成したデータをe-Taxで送信することで、自宅から申告することが可能です。申告書会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、スマートフォンやパソコンからのe-Tax送信を利用して申告を済ませましょう。



■確定申告書作成会場を開設

佐原税務署は、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月1日(水)～3月15日(水) ※平日のみ

時間 9:00～17:00 (受付8:30～16:00)

※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、後日の来場をお願いします。

※入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。ぜひLINEによる事前発行をご利用ください。

※「令和4年分確定申告のお知らせ」はがき等が届いた場合は、あわせてご持参ください。

問い合わせ

佐原税務署 個人課税部門 ☎ 54-1331



国税庁
LINE
アカウント

東庄町役場からのお知らせ

町の申告相談は予約制（先着順）です。役場町民ホールに備えてある受付簿に記名してください。（申告を受ける人数分の氏名記入が必要です）

予 約 受 付

2月8日(水)～ ※電話予約不可
8:30～17:15 (水曜日は19:00まで)

申 告 相 談

期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※平日のみ
時間 9:00～12:00、13:00～17:00
会場 役場1階 町民ホール

青色申告相談・譲渡（土地・建物・株式）申告相談は佐原税務署でご相談ください。ただし公共事業用地を譲渡した場合は、町でも受け付けします。

■無収入でも町・県民税（住民税）申告を

住民税申告が必要だと思われる方には、2月中旬に町から住民税申告書を送付します。提出のみの方は、申告書へご記入のうえ、役場③番窓口へ提出またはご郵送ください。

問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎ 86-6073

税理士による無料申告相談

◆所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会 場	時 間
2月8日(水)	町役場会議室2	9:30～12:00 13:00～15:30

問い合わせ

佐原税務署 個人課税部門 ☎ 54-1331

申告に必要なものは事前にチェック！

- ☐ 収入や必要経費がわかるもの（源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など）
- ☐ 各種控除の内容がわかるもの（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費通知または領収書、障害者手帳、寄附金控除証明書など）
- ☐ 申告者名義の通帳 ※所得税が還付になる方のみ必要
- ☐ マイナンバーカード、または、マイナンバー通知カード + 免許証など本人確認できる書類
- ☐ 税務署からの「令和4年分確定申告のお知らせ」はがき、または電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書



事業主の方へ

eTAX で電子申請をしよう！

給与支払い報告書の提出や 償却資産の申告は 1 月 31 日(火)まで



給与支払報告書の提出

所得税の支払い義務がある給与支払者は、1 月 1 日現在東庄町に在住しているすべての従業員について、令和 4 年中に支払った給与に関する給与支払報告書（総括表・個人明細書）を支払額の多少に関わらず提出してください。なお、従業員は専従者・パート・アルバイト・役員・外国人技能実習生なども含みます。

また、前々年に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が 100 枚以上であった場合、町へ提出する給与支払報告書についても、eTAX または光ディスク等による提出が義務付けられています。

問い合わせ

町民課 賦課徴収係 ☎ 86-6073



固定資産税 償却資産の申告

償却資産の対象

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を営し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などが償却資産です。これらの資産を事業用として使用している場合には、償却資産の課税対象となります。

課税対象にならないもの

- ・耐用年数 1 年未満の資産
- ・取得価格が 10 万円未満で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ・取得価格が 20 万円未満で法人税法等の規定により 3 年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

基準日 1 月 1 日

申告・問い合わせ

町民課 固定資産税係 ☎ 86-6073

消費税インボイス制度説明会



佐原税務署では、毎月、個人・法人事業者の方々を対象に、消費税の適格請求書等保存方式「インボイス制度」についての説明会を開催します。

インボイス制度は、令和 5 年 10 月から実施され、消費税の課税事業者だけでなく、売り上げ 1 千万円以下の免税事業者も含めた全ての事業者に影響する可能性がありますので、ぜひご参加ください。なお、事前電話予約制となります。

申し込み・問い合わせ

佐原税務署 法人課税第 1 部門 ☎ 54-1331

※自動音声にしたがって、「2」を選択してください

内 容	日 時	会 場	定 員
主に 免税 事業者を対象とした内容	2 月 2 日(木) 10:00 ~ 11:30	佐原文化会館	200 人
主に 課税 事業者を対象とした内容	2 月 2 日(木) 13:00 ~ 14:30	佐原文化会館	200 人
	2 月 3 日(金) 13:00 ~ 14:30	町役場会議室 2	15 人